

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱

制定	平成16年	4月	1日	市長決裁
改正	平成18年	4月	1日	男女共生推進課長決裁
	平成19年	4月	1日	男女共生推進課長決裁
	平成21年	8月	1日	男女共生推進課長決裁
	平成22年	5月21日		男女共生推進課長決裁
	平成22年	9月	1日	男女共生推進課長決裁
	平成27年	4月	1日	市民協働課長決裁
	令和2年	4月	1日	男女共同参画課長決裁
	令和4年	4月	1日	男女共同参画課長決裁
	令和5年	4月	1日	男女共同参画課長決裁
	令和5年	10月	1日	男女共同参画課長決裁
	令和7年	3月31日		男女共同参画課長決裁
	令和8年	3月26日		男女共同参画課長決裁

(趣旨)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この条において「法」という。）第26条の規定に基づき、配偶者からの暴力（法第1条第1項に規定する配偶者からの身体に対する暴力等をいう。以下同じ。）の防止及び配偶者からの暴力を受けた被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。以下同じ。）の保護のため、当該被害者の緊急時における生命及び身体の安全の確保及び一時保護を行い、並びに当該被害者が自立して生活することを促進するために必要な援助を行う民間の緊急一時保護施設（以下「シェルター」という。）を運営する民間の団体に対しその運営費の一部を補助するものとし、その交付については、熊本市補助金交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「シェルター」とは、次に各号のいずれにも該当する施設をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の用に供する専用のものであること。
- (2) 被害者を2週間以上継続して入所させることが可能であること。
- (3) 食事及び宿泊のための設備を有すること。
- (4) 夜間を含め、入所している被害者と緊急に連絡が取れる体制を有すること。
- (5) 本市内に所在すること。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定に基づく補助金の交付の申請をする日の前日において、シェルターを継続して1年間以上運営しており、かつ、当該申請日以降も引き続き運営ができる者であること。
- (2) シェルターの運営が、政治、宗教及び利益を上げることを目的としていない者であること。
- (3) 会則等を定めてシェルターを運営している者であること。
- (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるものに該当しない者であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、シェルターの運営に要する次に掲げる経費とする。

- (1) シェルター賃借料
- (2) 光熱水費
- (3) 通信費
- (4) 相談・同行支援等に係る活動費（ガソリン代、駐車場代、高速道路利用料金及びレンタカー代を含む）
- (5) 消耗品費（1品2万円未満までに限る）
- (6) 火災保険料
- (7) 修繕費

(8) 研修費（参加費、資料代を対象とし、研修受講以外の経費（旅費、滞在費等）は除く）

(9) その他市長が必要と認める経費

2 補助金額は、補助対象経費の2分の1の額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1団体50万円までとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の実施前に市長に申請しなければならないこととする。

(1) シェルターを運営する団体の会則等

(2) 年間事業計画書

(3) 当該年度収支予算書

(4) シェルターを借り上げるために締結した賃貸借契約書の写し

(5) 過去1年間の活動実績報告書及び決算書又は決算見込書

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更の申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく熊本市民間緊急一時保護施設運営補助事業計画変更・中止・廃止届出書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には熊本市民間緊急一時保護施設運営補助事業計画変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（関係書類の整備）

第9条 補助事業等を行う者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかななければならないこととする。

（実績報告）

第10条 補助事業者等は、当該年度の事業終了後（年度途中で事業を廃止又は中止した場合は、その事実が発生した日から）その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 決算書又は決算見込書（領収書など内容が確認できる書類を含む）

(2) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条により確定した額を補助事業等の終了後（補助事業が継続して行われている場合は、

各年度終了後)に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする補助事業者等は、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金概算交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金概算交付通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第15条 補助事業者等は、第13条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

- 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第16条 市長は、補助事業者等が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第5条の期限までに交付申請を行った者の補助対象期間は、当該年度の4月1日から算定することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後3年（令和10年3月31日）を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金の交付申請について

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助対象事業費
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 確認事項（該当する場合、□の中に「✓」をつけてください。）
 - 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるものに該当しない
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 規約、役員名簿その他の当該団体に関する書類
 - (4) その他の市長が必要と認める書類

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付決定通知書

男女共発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者

様

熊本市長 印

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金の交付決定について

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する補助金については、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象事業費 円
補助金額 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) その他市長が必要と認めた事項
- 6 補助の条件に違反した場合、又は不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号（第8条関係）

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助事業計画変更・中止・廃止届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市民間緊急一時保護施設運営事業の計画変更・中止・廃止届出について

年 月 日付け男女共発第 号で補助金交付決定通知のあった 年度事業については、下記のとおり計画変更・中止・廃止したので御承認願います。

記

- 1 計画変更・中止・廃止の内容
- 2 計画変更・中止・廃止の理由
- 3 添付書類
補助金交付決定通知書
- 4 (その他)

様式第4号（第8条関係）

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助事業計画
変更・中止・廃止承認（不承認）通知書

男女共発第 号
年 月 日

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長 印

年 月 日付けで提出された熊本市民間緊急一時保護施設運営補助事業計画変更・中止・廃止届出については、承認（不承認）されましたので通知します。

なお、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱第10条の規定により、事業変更・中止・廃止後30日以内に実績報告書を提出してください。

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

令和 年 月 日付け男女共発第 号で交付決定通知のあった標記補助金については、補助事業が完了したので、交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施内容

2 補助金精算額 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

収支決算（見込）書

（内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。）

（注）

添付書類については、取組を実施したことを説明し得る関係書類（パンフレット、チラシ、領収書や請求書等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

様式第6号(第11条関係)

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付確定通知書

男女共発第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者 様

熊本市長 印

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金の交付について

年 月 日付け男女共発第 号で通知した 年度事業に対する補助金については、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補 助 金 円

様式第7号（第12条関係）

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金の概算交付について

年 月 日付け男女共発第 号で通知のあった 年度事業に係る補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金概算交付申請額 円
- 2 補助金の概算交付申請理由

様式第8号（第12条関係）

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金概算交付通知書

男女共発第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者 様

熊本市長 印

熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金の概算交付について

年 月 日付け男女共発第 号で通知した 年度事業に係る補助金については、熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金概算交付額

(交付の条件)

補助事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書（領収書など内容が確認できる書類を含む）
- (3) その他市長が必要と認めた書類